

2019年4月から

年次有給休暇の 取得義務がスタート!!



2019（平成31）年4月から、全ての企業において、年10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

年次有給休暇の取得に関するポイント

Point 1 ●対象者

年次有給休暇が10日以上付与される労働者が対象です。
対象労働者には**管理監督者**や**有期雇用労働者**も含まれます。

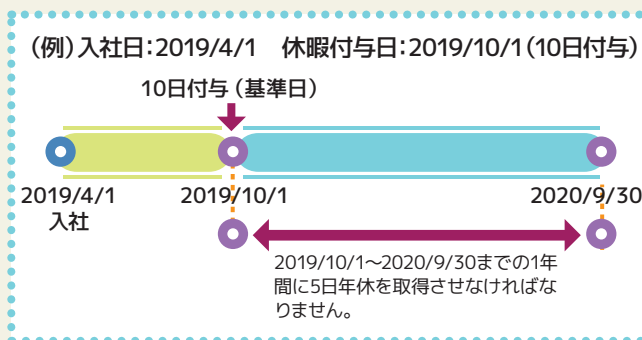


Point 2 ●年5日の時季指定義務

出典：年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説（厚生労働省）

使用者は、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に**5日**について、取得時季を指定して**年次有給休暇を取得させなければなりません。**

ただし、時季指定の前に既に5日以上の年次有給休暇を請求・取得している場合は、時季指定をする必要はなく、また、することもできません。

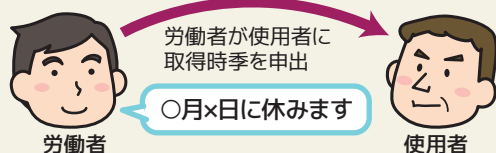


Point 3 ●時季指定の方法

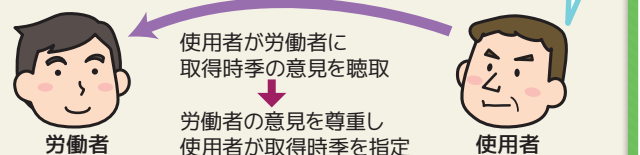
出典：年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説（厚生労働省）

使用者は、時季指定にあたり、労働者の意見を聴取しなければなりません。また、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう、その意見を尊重するよう努めなければなりません。

1. 労働者の申出による取得（原則）



2. 使用者の時季指定による取得（新設）



このほかにも、労働者ごとの管理簿を作成し3年間保存することや、就業規則への記載などが使用者に義務付けられています。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。



厚生労働省

年次有給休暇取得促進特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/sokushin/index.html



年次有給休暇取得促進



Q 現場が忙しくて5日も休めないよ。僕も対象なの？

A 年次有給休暇が10日以上付与される労働者**全員が対象**です。
違反した場合には使用者（会社及び管理者）に「**6ヶ月以下の懲役**」または「**30万円以下の罰金**」が科される可能性があります。



Q 振替休日や代休で休んだ日は、この5日にカウントされるの？

A カウントされません。
振替休日や代休は、**休日と労働日を事前に入れ替えたり、本来の休日に出勤した代わりにとる休暇なので、年次有給休暇を取得したことにはなりません。**



Q 特別休暇で5日休むんだけど、それはカウントされるの？

A カウントされません。
リフレッシュ休暇や異動時休暇などの特別休暇は、**各会社が独自で設定している休暇制度なのでカウントされません。**法律で付与される年次有給休暇のみが対象となるので注意しましょう。



Q 半日有給休暇や時間単位有給休暇はカウントされるでしょ？

A 半日有給休暇はカウントされますが、**時間単位有給休暇はカウントされません。**同じような制度ですが、取り扱いが違うので注意が必要です。



Q 土曜日に出勤したので代休で休もうとしたら、上司から年次有給休暇で休めといわれたんだけど…。年次有給休暇にしないといけないの？

A どちらを選んでも構いません。
この場合、**年次有給休暇にしても、労働者にとっては特に不利益は発生しません。**ただし、使用者は労働者に「**時季指定**」をして年次有給休暇を取得させなければならなくなったため、場合によっては、この指示を「**時季指定**」とされることも考えられます。



会社によって年次有給休暇の付与日が異なります。そのため義務化の対象期間も異なるので、注意が必要です。また、計画年休などの制度も会社によってまちまちです。まずは、自分の会社の制度をしっかりと確認し、確実に取得しましょう。

